

食料・農業・農村政策審議会企画部会における
スマート農業技術活用促進小委員会の設置について

〔 令和 6 年 7 月 1 6 日 〕
食料・農業・農村政策審議会企画部会決定

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第 9 条の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下「部会」という。）に、スマート農業技術活用促進小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 6 条第 1 項に規定する基本方針の策定又は変更その他スマート農業技術の活用の促進に関する事項を調査審議させる。

第 2 条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第 3 条 小委員会の審議は、部会長が指名する委員及び専門委員が行う。

第 4 条 小委員会に座長を置き、部会長が委員、専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第 5 条 小委員会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課技術政策室において処理する。